

## 陳 述 書 ( 2 )

平成 1 9 年 3 月 6 日

氏名 加 藤 雅 昭

今回は、サライ編集長の陳述書（乙 30）を拝見した上で、私が感じたこと、サライ編集長の言い分が間違っているところについて、お話しします。

ただ、その前に、先に提出した私の陳述書（甲 13）に、誤った記述をしてしまった箇所がありましたので、この点をまず訂正させていただきます。

甲 13 の 10 頁において、私は、括弧書きで、「その後、本件訴訟開始後に、1 点、複製写真が存するとの被告からの指摘があり、問題の写真の点数は 1 点減ぜられることになりましたので、現在、私は、117 点のポジフィルムについて、補償金を請求しております」と記述しましたが、紛失写真の枚数を一点減じたのは、訴訟提起直前、私自身が判断して訂正したものでした。

訴状添付の別表「サライ未返却写真一覧表」の No.62 備考欄に記載したとおり、本件の訴状作成時、私は、当該企画についての掲載写真の枚数を 1 枚多く数え間違っていたことに気づいて、自ら枚数を訂正し、紛失写真の合計数を 117 枚と訂正して減じました。

被告から、「1 点複製写真が存する」という指摘があったのは、デジタルデータ化された写真の枚数に関してのことであり（被告準備書面（1）15 頁）、うっかり混同した発言をしてしまいました。ここに、お詫びして訂正いたします。

それでは以下、サライ編集長の陳述書に対して、申し述べたいと思います。

1 サライ編集長の陳述書によれば、サライ編集部と写真家との取引形態には3つのパターンがあり、パターン1と2の場合には、被告は借り受けた写真を使用後、著作権者（ないし所有者）にすべて返却するけれども、パターン3の場合には、そのような取り扱いをしない、とあります。

しかし、私が把握している限り、パターン1ないし2に該当する場合にも、被告が、借り受けた写真をサライに掲載使用後も著作権者に返却していなかった例があります。そして、それらの例のいずれも、被告が取材費やフィルム・現像代などの感材費を支払ったものではありません。

(1) 具体例その1

私が撮影を担当した2002年7月4日13号の企画、「祭りのご馳走だ—八戸三社大祭」では、私の写真は3点掲載されています。しかし、八戸三社大祭の写真を撮影することは不可能であったため、被告は、祭りの様子については、八戸市が所蔵する写真を借り受け誌面に掲載しています。

しかし、2004年7月3日、被告が私の写真であるとして私に返却してきた中に、この八戸市所蔵の写真が混入していました。

しかも、返却された写真には、「撮影：加藤雅昭」との整理ラベルがついていました。

被告が八戸市から写真を借り受けたのは2001年9月21日ですが、被告は、借り受けから3年近く、雑誌発行後2年近くも八戸市に返却をしていなかった上に、私の撮影写真であると、誤った分類・整理をしていたのです。

なお、この写真は私の著作物ではありませんでしたので編集部へと返送しましたが、被告が著作権者へ返却したかのかどうかは不明です。いずれにせよ、「パターン1及び2の場合には、」写真を「使用後はすべて（著作権者に）返却」していた、という被告の主張が事実でないことは、この点だけから見ても明らかです。

(2) 具体例その2

甲第13号証として提出した私の陳述書10頁でも述べたとおり、2004年9月13日、被告は、私の元に、大量の写真ポジフィルムを送ってきました。

この中には、ポケットサライ「老舗ホテルの上手な使い方」（2003年11月10日発行・実際の発売日は2003年10月14日）16頁（甲17）に掲載された帝国ホテルの写真が含まれていました（甲18）。

この写真は、一目見ればわかるとおり、被告が帝国ホテル広報から借り受けた写真です。

しかし被告は、掲載誌発売後、11ヶ月を経ても帝国ホテル広報に写真を返却していなかったのです。この写真はサライ2001年2月15日4号18頁に掲載された「ホテルはおとなの社交場」からの転載です。もし、被告が、サライでの掲載のために借り受けてから、一度も返却せずに保持していたのであれば、この時点で実に3年半以上にわたって返却していなかったこととなります。

しかも、撮影者ではない私に返却したのです。

この写真は私の著作物ではありませんでしたので編集部へと返送しました。被告が、それを帝国ホテルに返却したかどうか、返却したとしたらその時期がいつかは定かではありません。

### （3）具体例その3

被告は、私が過去に他社の雑誌取材で撮影した写真3点について、サライ誌面で使用した後、私に速やかに返却することなく保有し続け、うち1点については、著作者の私に無断でデジタルデータ化すら行いました。

これらのポジフィルムに関しては、私が被告に抗議文を送った2004年5月以降になってはじめて返却されました。私は、これが適切な写真の管理とは思えません。

### （4）その他の事例

そのほかにも、私の知人や友人からは、写真ポジフィルムをサライ編集部に掲載使用のために提供したところ、それが、なかなか返却されなかった、という事例を複数耳にしています。いずれも、フィルム代・現像代等の実費をすべて写真家において負担して撮影したポジフィルムで、サライ編集部に対し、再三の督促・抗議を重ねた末にようやく返却されたということです。

2 サライ編集長が、私との取引の対比として挙げているT. T. 氏ですが、同氏は、社団法人日本写真家協会の副会長であり、また高名な風景写真家であり、稀有な例というほかありません。実際には、被告のような大企業が、零細な写真家との間で貸出票を交わすという手間を嫌がるため、貸出票が現に取り交わされるケースはほとんどありません。

被告は、かかる現実に触れることなく、高名な写真家との取引において写真貸出票を利用している稀有な例をとらまえて、一般に写真貸出票がない場合には、被告に写真ポジフィルムの返却義務がないことを意味するとしているのです。

しかし、被告は、一般の写真家との取引の場合、新たな写真撮影を依頼した場合はもとより、写真家が保有する写真を借り受けた場合（このような場合には、被告が、撮影実費を一切負担してないのはいうまでもありません。）にも、写真家側から抗議・督促があるとポジフィルムを返却する、という大変無礼な振る舞いを常としていたのです。依頼撮影の場合のみ、出版社にポジフィルムの返却義務がないかにいうのは大嘘です。

3 また、サライ編集長は、写真家に撮影を依頼する前の段階で、「企画をコンテ化」するなどして、記事の具体的内容を細かく決定していたとか、「写真家をお願いするのは、取材当日、取材先に同行し、あらかじめ決められた各被写体について撮影することに限られる」とか、はたまた「写真家がまったく自由な裁量で撮影をすることは許されていません」とか主張しています。

しかし、少なくとも私には、写真の構図やページ構成が描き込まれた絵コンテが示されたことは一度もありません。

私は、企画の概要が決まった段階で依頼を受けることが多く、取材先すら決まっていない段階ですので、そもそも被告が絵コンテや構図などを示すことはできません。

また、以前述べたとおり、私は企画提案もしています。そうでない企画でも、積極的に情報提供、事前調査、連絡、取材交渉を行っています。「写真

家の役割が取材当日の撮影作業のみ」であるとする被告の主張は事実ではありません。以下に、私が事前調査等に関与した具体例を挙げます。

(1) 私が事前調査をしたもの

1998年9月3日 17号 大人の買食い 「ハッピネスデーリィ」  
1998年9月3日 17号 大人の買食い 炭焼きぶたのおにぎり「金扇」  
1998年9月3日 17号 大人の買食い イカスミアイス  
(「吉岡食堂」取材時に撮影)

2000年7月20日 14号 故郷の冷たい料理「酒杯」

(2) 私が事前調査し、連絡・取材交渉をしたもの

1999年7月15日 14号 地場野菜 ジャがいも「本田農場」  
1999年3月18日 6号 野菜がご馳走 鶴川「大豊寿司」  
1999年9月2日 17号 米ぬかで長生き 「本田農場」  
2001年2月15日 4号 残りものに口福あり 春旬鍋  
2002年3月21日 6号 春がきた 山菜料理 入間「ともん」

(3) 私が企画立案し、事前調査したもの

2002年12月19日 24号 失われゆく伝来の美味 サツキマス—長良川  
2002年12月19日 24号 失われゆく伝来の美味 沙流川の柳葉魚

(4) 私が企画立案し、事前調査・連絡・取材交渉をしたもの

2002年12月19日 24号 失われゆく伝来の美味 天然鮎—四万十川  
2002年12月19日 24号 失われゆく伝来の美味 諫早湾の魚介類

(5) 私が撮影小道具を準備し表紙に採用されたもの

1998年6月4日 11号 「この料理にこの道具あり」 鬼おろし 表紙

このように、私は、複数の企画において、当日の撮影作業以外の業務にも深く関与しています。サライの優れた写真や記事は、このようにスタッフの力を合わせた結果のものです。被告の主張は事実ではありません。

4 そして、撮影現場における具体的な撮影対象物の設定・撮影方法の選択は、  
いうまでもなく、写真家である私の裁量に任せられていました。

この点に関連して、サライ編集長は、私が「サライ編集部の指示に従い、  
被写体の内容、構図、必要カット数等が決められている写真を撮影し」てい

たと述べ、他方では、「写真家は、露出の程度を変えたり、撮影角度を変えたりして、1カットにつき複数の候補写真があがるよう配慮しながら撮影をします」とも述べています（乙30・5頁）。

しかし、この発言は不可解です。写真家の仕事が、あらかじめ構図が決められている写真の撮影なのであれば、「角度を変えて複数の候補写真があがるよう配慮」すると、構図が異なってくるからです。また、「露出の程度を変え」れば、焦点深度も異なってくるため、単に画面の明暗が変化するだけではなく、画調も変わってきます。こうした写真のイロハを知らない編集長ほか、どうやって写真の創作の要素を予め指示できたというのでしょうか。

- 5 また、サライ編集長は、サライの撮影においては「撮影方針」が決まっております、写真家はそれを遵守して撮影しなければならなかった、とも述べています。

確かに、私は、ライターを通じて、テーマの概要とおおよそのページ数、締切日を伝えられていました。撮影方針とはこのことでしょうか。少なくとも私には、文書でも口頭でも「サライ撮影方針」は示されたことはありません。私が、示されてもいない方針に従って撮影することは不可能です。写真の撮影は、私の裁量・現場判断に任せられていたのが現状です。

私は、自分の裁量で写真を撮り続け、5年という期間、サライ編集部との取引を続けてきました。取引が継続していたのは、被告が、私の写真に不満がなかったからとしか解されません（私の撮影する写真に問題があったというなら、私の撮影スタイルは一貫していたのですから、私は、数ヶ月でホサれていたでしょう）。

被告は、私との取引を中止した理由を、私の撮影スタイルと編集部の方針が相容れなかったからとしています。上記のとおり、事実ではありません。被告は、私が写真使用契約書へのサインを拒否したことで、私を排斥したのです。

6 さて、私が、撮影において、自由な裁量を発揮していた、ということについて、もう少し具体的に例を挙げて述べたいと思います。

(1) 具体例その1

2002年3月21日 6号 春がきた 山菜料理(新潟守門村 2001/5/4 撮影分)  
「表紙写真」

この新潟守門村で撮影された表紙写真について、ライターを通じて伝えられた編集者の要望は、「ツクシ」を撮影してほしい、ということでした。この日の指示も、いつもと同じものです。

1本だけのアップでもツクシに違いありませんし、10メートル離れて群生する風景として撮影したツクシもツクシに違いはありません。「ツクシ」を撮影する方法は星の数ほど存在します。

私は、撮影ポイントとして春の小川沿いに群生するツクシの中に可憐なカタクリの花があるのを見つけ、ツクシの背景にボケているように写るようフレーミングし、まわりの風景もわかるようにワイドレンズを使用し、レフ板を当てて撮影しました。

この写真は、表紙に使用されていますが、表紙写真として撮影依頼があったものではなく、元々本文中に使用されるのを念頭に撮影したもので、言うまでもなくこのときも撮り方に関して具体的な指示は一切受けていません。

「あらかじめ決められた内容の写真を撮影する」のであったのならば、表紙に使用する予定であることを事前に伝えられていなければならないはずですし、どのような内容の写真を撮ってほしいのか、サライ編集部で「決められた内容」も事前に連絡されていなければならなかった筈ですが、これらに関する連絡は何もありませんでした。

サライの仕事で私の写真が表紙に採用されたのは5回ですが、そのすべてにおいて、表紙への採用が決まったのは、実際に写真が出来上がった後です。編集者および編集長が、私の写真の中から表紙に採用するにふさわしい写真であると選択した結果です。また、私の写真が表紙に使用されるということも、あらかじめ決まっていたことではありません。このことだけみても、被告の主張が事実でないことはお分かりいただけるでしょう。

## (2) 具体例その2

2002年3月21日 6号 春がきた 山菜料理 (新潟守門村 2001/7/27 撮影分) 「ミズ (P25 左下)」

編集者が同行したこの取材でも、編集者からの撮影要望は「採取したミズの写真を撮ってほしい」ということでした。特にこの日の指示がラフだったというわけではありません。私は、初夏の山菜であるミズのみずみずしさを演出することが必要と判断し、沢のそばにミズを配置し、更に、乾いていた葉に清水を振りかけてから撮影しました。

## (3) 具体例その3

2002年12月19日 24号 失われゆく伝来の美味 沙流川の柳葉魚  
「シシャモ (P116 右小)」

この撮影に関して、編集部からの要望は「水揚げされたシシャモを撮影する」ことでした。泳いでいるシシャモや店頭のシシャモも撮影対象になる、という意味では、この要望は一種の撮影の指示かもしれません。しかし、出来上がった写真の創作性には何の関係もありません。

私は、「柳葉魚」の名前のおり柳の葉をバックに撮影したいと思い、初冬に入り緑が少なくなっていた苫小牧市内でまだ緑が残っている柳の葉を見つけ出し、それを門別漁協に持ち込みました。初冬の陽光が斜めに差し込む床にその柳の葉を広げ、そこに水揚げされたばかりのシシャモを配し、レフ板を当てて撮影しました。

この企画は、企画自体が私が立てたもので、撮影に関するすべての構図の決定は、私が考えたものでした。

## (4) 具体例その4

同上 沙流川の柳葉魚「味処 西陣 柳葉魚鮓 (P117 上2カット)」

この写真も、当初から予定されていたものではありません。

取材当日、ひと通りの撮影を終えた私とライターが昼食を食べるために入ったのが「味処 西陣」であり、注文したのが「柳葉魚鮓」です。見た目も美しく、味も格別であったため、その場で店のご主人に撮影を依頼したものです。この取材に関して、東京の編集部の担当者へは一切の相談もしていなければ連絡もしていません。しかし、採用され掲載されました。



(5) 具体例その5

2001年2月15日 4号 残りものに口福あり 「渋川問屋」

この写真は、某誌の連載取材のため会津若松「渋川問屋」を訪れ、取材をした際に、店の主人から「古漬け炒め」の存在を聞き、サライの企画「残りものに口福あり」に使えるのだと思われましたので、某誌の取材終了後にあらためて撮影させてもらいました。当然、サライ編集部の知らないところで撮影したため、撮影要望も一切ありませんでしたし、このときの交通費も、全額同雑誌社が負担しています。

(6) 具体例その6

2001年3月15日 6号 鯨の力をいただく 兵庫「播半」

この写真も、(5)と同様、上記某誌の連載取材のため兵庫県「播半」を訪れ、取材を進めていたときにオーナーから「この欄間にくじらの骨を使ったものです」との説明を受け、サライの特集「鯨の力をいただく」に使用できそうだとのことによって上記某誌の取材終了後にあらためて黑白フィルムからカラーフィルムに換えて撮影させてもらいました。

この取材も当然、サライ編集部の知らないところで撮影したため、一切の撮影要望もありませんでしたし、交通費の全額は上記雑誌社が負担しています。

この他にもありますが、上記の例だけ見ても、私が写真を撮影する際、被告の設定する「あらかじめ決められた内容」など存在しないことがわかります。私は、自由な裁量のもとに、写真を創作していたのです。

7 それでも被告は、サライの依頼撮影については、「写真家の創作性が問われる部分において写真家以外の人々も携わっています」と主張しています。

しかし、写真家の創作性が問われる部分に、誰がどのように携わったというのでしょうか？上記のとおり、サライ編集部が私に対し、具体的な撮影対象さえも、まして撮影方法を指示したことはなく、撮影は、ひとえに私の裁量・判断に任されておりました。サライの撮影において他人がファインダー

を覗くなどして構図を確認したことは一度もなく、他人が私の創作性が問われる部分に介入することは不可能でした。

2002年12月19日24号「失われゆく伝来の美味 諫早湾の魚介類」というサライの企画は、私が企画立案し、事前調査・連絡・取材交渉をしたものです。ですから、このときのライターの記事は、私の選択したテーマ、場所、対象となった魚介類について記述されていますが、しかし、文章表現の創作性が問われる部分に私が携わったと主張することはできないと承知しています。被告の主張には、あまりにも無理があるのではないのでしょうか。

- 8 以前提出した陳述書でも述べたとおり、私は、写真家の財産である著作権の帰属とポジフィルムの返却を出版社に求めてきました。これは、サライ編集部の仕事についても例外ではありません。私は、サライの撮影にかかわるようになった1998年の時点で、被告に対し、使用後のポジフィルムの返却を求め、その旨お約束を頂いております。

被告は、その当時、私に対し、ポジフィルムをきちんと返却すると約束していたにもかかわらず、今となっては、「サライ編集部は、一旦納品されたポジを写真家に返却しなければならないという意識は持っていません」と主張しています。いったいどういう感覚なのでしょう。

通常、私たちフリーの写真家が雑誌・出版社等から依頼を受けて撮影する場合、その都度契約書面（覚書を含む）を取り交わした上で仕事をするということは稀で、お互い、口約束でやり取りをします。これはサライ編集部の仕事発注についても同様で、撮影の依頼や、予定頁数は何ページなのかとか、締切はいつだからポジフィルムの引渡し日はいつまでとか、文書により示されたことは一度もなく、信頼関係に基づいた口約束で成り立っているのが現状です。

私は、被告がポジフィルムの返却を約束したからこそ、5年間にわたりサライの撮影に関わってきました。仮に、被告が1998年の段階で「サライ編集部は、一旦納品されたポジを写真家に返却しなければならないという意識は持っていません」と私に告げていたなら、私は、サライの撮影に関わり続けることはなかったでしょう。

9 被告はまた、サライ掲載写真の二次使用について、「他の媒体が取材すら要せず安易に利用できるとすれば、いたずらにその媒体を利するだけ」と主張し、サライ編集部に、二次使用についての「コントロール権」のようなものがあるといえます。

しかし、原告準備書面で指摘したとおり、被告は、私が高社から依頼を受けて撮影した写真を堂々とサライ誌面で二次使用しています。私は、被告へ当該写真を貸し出す際、「他社の雑誌取材で過去に撮影したもの」と説明してお渡ししましたが、被告は、当該出版社に了解を求めることもなく、また、私に「当該出版社の了解は得ているか」などと確認することもなく、当該写真をサライ誌面へ掲載・出版しています。

この点について、被告は、「原告が了解を得た上で被告に提供しているものと理解している」と述べています（被告準備書面（4）6頁）が、二次使用するの私ではなくて被告ですから、被告が二次使用の許可を得なければならないことは明らかです。しかもそれが、出版社の意思ではなく写真家の了解を要するという趣旨なら、被告が「コントロール権」を及ぼす根拠のないことは明らかです。

10 今回、サライ編集長から提出された陳述書では、繰り返し「多くの写真家は」と言い方がされており、私のやり方、考え方が特別であるかのようにされています。しかし、被告の主張に、具体的な裏づけは何もありません。

世の中にはたくさんの写真家がいるから、写真家の中には、掲載使用後の写真や残ポジをすべて廃棄してしまうような人もいるのかもしれませんが。

しかし、被告が例として挙げた竹内氏のように、私を含めた「多数の」写真家は、写真の価値が、一度の掲載使用のみにあるのではなく、二次使用によって何度でも利用価値あることを予想し、経済的効用を生み出すことを理解・認識して、写真を大切に保管します。ですから、雑誌社が掲載使用した後の写真フィルムについては、出版社から返却を受けて、大切に保管します。返却がされないときには、きちんと督促もします。

被告は、「写真家が受け取ったポジを二次利用に備えてすべて破棄することなく管理保管している例をこれまで聞いたことがない」などと、とんでもないことを述べていますが、それは大嘘です。

2003年1月、サライ編集部のお. M. 氏は、私に対し、「返却した山菜の写真をもう一度貸して欲しい」と連絡してきたことさえあるのです。この「山菜の写真」とはサライ2002年3月21日号「春がきた—山菜料理」の企画のために私が撮影したものの、最終的には誌面で使用されなかった写真のことです。私は、この写真を2003年1月14日に被告に引き渡し、被告は、当該写真を、サライ2003年3月20日号「摘み草料理で春爛漫」という企画の中の山菜図鑑の欄で、10点掲載使用しています。

被告は、自分自身が、私に返却した写真を、私が保管しているであろうことを期待して、再度借り受け交渉を行ったこともあるのに、どうしてこのような主張をできるのでしょうか。

- 11 以上述べてきたとおり、サライ編集長の主張は、どれも嘘ばかりです。日本を代表する出版社が、このような主張をしていることは残念でなりません。判決において、被告の責任が明確に示されることを願っています。

以 上